



発行所 秋田県北秋田郡 合川町役場
編集責任者 杉淵佐一郎
広報係 杉淵佐一郎 (合川町役場総務課)
TEL合川4番 (1回発行部数2,450)

財政再建計画の変更など 十五案件を可決 9月定例会

町議会九月定例会は去る九月三十日招集され休会を一周間と定めたのち休会には週一、財政再建計画の変更など十五の議案審議を行い十月三日予定よりも早く定例会の幕を閉じた。

会議第一日の三十日は議員の出足が意外に悪く定員数ギリギリの十四名が出席し「簡易郵便局設置に伴う業務委託承認について」の案件を審議可決して散会したが、三日再開された本会議では「財政再建計画の変更」など十四案件について審議が行われ、いずれも原案どおり可決し午後二時過ぎ散会した。

九月定例会で可決成立した案件は次のとおり。

- 一、簡易郵便局設置に伴う業務委託の承認について
- 二、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正
- 三、秋田県町村職員退職手当組合の設置に関する協定について
- 四、町長において専決処分をなす事ができる事項の指定について(議員提案)
- 五、職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の制定について
- 六、町債を起し並びに起債の方法及び利息の定率及び償還方法について
- 七、財政再建計画の変更について
- 八、昭和三十三年年度一般会計追加更正予算
- 九、昭和三十三年年度国保特別会計追加更正予算
- 一〇、昭和三十三年年度国保直営診療施設特別会計追加更正予算
- 一一、国保直営診療施設の増築について
- 一二、同右才入才出予算

昭和三十三年の普通交付税は自治庁が示した算定方法に基づき算定を進めていたが、さきごろ自治庁の検収が終り各市町村の交付税額が決定になり発表された。今回の交付税でとくに目立つのは本県の場合、不交付団体がなく、上小阿仁村

本年度の交付税額きまる 本町は503万円の増

昭和三十三年の普通交付税は自治庁が示した算定方法に基づき算定を進めていたが、さきごろ自治庁の検収が終り各市町村の交付税額が決定になり発表された。今回の交付税でとくに目立つのは本県の場合、不交付団体がなく、上小阿仁村

追加更正後の町予算 (単位円)

(一般会計)

【カッコ内は当初予算に対する比較増減 △印は減】

	(歳入)	(歳出)
①町税	23,236,000 (△1,317,000)	
【主なる税】		
◎町民税	5,102,000 (152,000)	
◎固定資産税	11,812,000 (408,000)	
◎自転車荷車税	104,000 (△ 464,000)	
◎軽自動車税	57,000 (57,000)	
◎たばこ消費税	1,826,000 (419,000)	
◎電気ガス税	1,200,000 (130,000)	
◎木材引取税	3,135,000 (△2,019,000)	
②地方交付税	23,186,000 (5,030,000)	
◎公営企業及び財産収入	10,000 (△ 490,000)	
④使用料及び手数料	48,000 (223,000)	
⑤国庫支出金	2,266,000 (437,000)	
⑥県支出金	2,712,000 (△ 265,000)	
⑨寄附金	353,000 (106,000)	
⑩繰越金	1,116,000 (1,106,000)	
⑪雑収入	665,000 ()	
⑫町債	6,000,000 (1,000,000)	
◎計	60,024,000 (5,830,000)	

	(歳入)	(歳出)
①議会費	1,224,000 ()	
②役場費	11,578,400 (72,400)	
③消防費	2,941,000 ()	
④土木費	11,368,000 (3,733,000)	
⑤教育費	8,215,600 (15,600)	
⑥社会及び労働施設費	2,425,600 ()	
⑦保健衛生費	972,000 ()	
⑧産業経済費	5,603,000 (107,000)	
⑨財産費	1,365,000 (631,000)	
⑩統計調査費	68,000 ()	
⑪選挙費	404,000 (150,000)	
⑫公債費	8,697,000 (1,121,000)	
⑬諸支出金	4,431,000 ()	
⑭予備費	732,000 ()	
◎計	60,024,000 (5,830,000)	

(註) 才入才出の増減著しいものの内訳。
◇地方交付税五百万円余の増額は国の交付率引上げによる。
◇木材引取税の減少は当町管内の伐採量減少によるものである。
◇土木費三百七十三万円余の増は災害復旧費百二十八万円、直線道路の合川橋新設費二百四十五万円余の増加によるものである。
◇公債費百二十万円余の増は財政再建債その他の元利償還金の増加によるものである。

◎秋季防犯運動月間
自九月二十一日
至十月二十日
◇みんなて防犯
明るいまに!!

順調なすべり出し 合川簡易郵便局の再開

合川駅前簡易郵便局は十の表情。午後からも利用一日から役場庁舎内で業者は多く午後四時の締切り業務を開始したが、開店までの累計では貯金四三三三の取扱件数は四六六件で四万三千八百一十一円、為替まずまずといった滑り出し、振替貯金二件一万三と関係者をホッとさせている。



【写真=看板をかける畠山町長】

新教育委員に藤島氏

町では去る九月末日をもつて任期満了となった教育委員藤島定之助氏(委員長)の後任として藤島栄治氏(四十七商業、木戸石)を後任教育委員に任命すべく九月定例会において議会の同意を得たので十月三日付で発令した。

町職員に異動

合川駅前簡易郵便局委託業務取扱主任兼務へ
助役 金田 英知
書記 鈴木 圭子
臨時雇 後藤 圭子
兼務へ 鈴木 一男

慶弔だより

坂田英貴、豊司二男、李岱、木村雅親、与市郎郎、同、藤原一也、惣之助、上杉新田敦子、信三二女新田目高橋正職、吉雄二男木戸石藤田勝幸三郎女八幡信森岡滋子、昌平孫、道城三浦栄作、栄治長男三木田伊藤勝夫、留治長男杉山田福岡恵、三之助孫、三里死亡 (一〇)

来春は見事な牧草畑に

経済課で牧草展示ほ設置
町経済課では酪農は先ず良い牧草からというわけでこのほど役場東側と西側の空地百六十五平方メートル(約五十坪)に牧草展示ほを設置し、レッソドクローパー、ラジノクローパーなどを栽培している。来春には役場東西の両側に青々とした牧草畑が実現するわけだが同課ではここを訪れる人々のために種まきの方法、時期、施肥量などを明示した標示板も建てて参考にして

西中、早口に惜敗

北鹿中学新人野球
校体育連盟主催の第四回北鹿中学校新人野球大会は秋晴れの去る四日午前九時から大館市営球場で北鹿二郡から選ばれた代表八校による対戦が行われたが、阿仁郡代表として出場した当町の西中学校は一回戦第三試合で早口中学校と対戦し善戦したがナイインの奮斗も空しく三対零のスコアで惜敗した。成績つぎのとおり
早中 000100020000
西中 000100020003
▼(合川) 桜田、工藤一成田

好評の巡回映画

町社会福祉協議会では去る四日から町内各部落で共同募金運動啓蒙宣伝及び衛生思想普及のため無料映画会を開催し好評を博している。

既の実施した部落と十日

以後の日程は次のとおり
四日 三木田、李岱
五日 上杉、木戸石
六日 増沢、八幡谷
七日 川井、合川
八日 雪田、杉山田
九日 三木、鎌ノ沢
一日 西根田、芹沢
二日 羽根山、東根田
以上二ヶ班編成で巡回。

広報のねがい

広報は「町のひろば」です。町づくりの願いと誇り、ひろばを埋めたい、みんな小さな発言も、みんなで決めれば、きつと大きく、深い理解と協力が、町の力となつて、進むとき、私たちの郷土は栄え、しあわせが、あなたに返つてくる、だから、これは、あなたのひろばです。

言いたいこと

「言いたいこと」をどうぞ町政をよりよくするため御批判御質問がありましたら、どうぞ遠慮なく御投稿願います。一件おおよそ五百字以内と、役場広報係宛にお送り下さい。御投稿には必ず住所氏名を明記願います。(紙上掲載の場合の匿名は自由です) また採否は係に御一任して下さい。【広報係】



稲刈たけなわ 秋、実入りのよい稲穂がさわやかな風にゆれている。新聞やラジオは、「四年続きの大豊作」とさわぎたてているが、水害を受けた当町の場合は大豊作とまではいかなくとも豊作に間違いはないようだ。何はともあれ稲刈をする農民の表情も明るく輝いていた。
【写真＝川井地内】

長野 実習生歸る

三カ月の研修おえて

去る七月から三カ月にわたり、長野県下で農業技術

◇まえがき

新生活運動という国民運動は、鳩山内閣が超党派的に提唱したものである。以てこの運動は戦時中の「上意下達」よりは好ましいものであるが、やはりどこか官制運動のそりをまぬがれない。かつての「生活改善運動」とか「新体制」とか、それはその台風が過ぎると、国民の頭にも生活態度にも何にも残らなかつたという結果が出るような気がしてならない。

◇町と家庭

この機会にもつと自主的な立場から、この運動を展開しなければならぬことに心が動いてくる。また、最近「新しい町づくり」といふ言葉が流行しているが、役割を建て、学校を整備し、道路を通し橋をかけることのみが「新しい町づくり」ではない。

もつと住民生活的なものからの出発でなければなら

兩町村の経済交流を

上小阿仁と経済懇談会

町では去る九月二十一日当日話し合われた協議は、上小阿仁村と経済懇談会を開き、両町村の経済交流についていろいろ話し合いを行なった。

これは一昨年当町で開かれた懇談会に次いで二回目の会合で今回は会場を上小阿仁村役場とし、当町からは山田町長以下三役および議会正副議長、常任委員長らが出席した。



新しい生活 (一)

畠山 義郎

町内各地区的要望を処理し満足してもらうために、東西を走っている。それは、町の首長として当然のことであり、私にとつても非常に意義のあるものと考えている。

これと同じように、どこかの家庭でも一家の世帯は家族を他の家庭に比べて満足すべき状態におく責任を持

ないと思つてみる。自ら探究していかねばならない問題に到達する。

少し長文にわたるかも知れないが、私が町の理事者としてあるいは新生活運動を提唱する立場の者として最近合川、森吉の両町で前後六回にわたり、公民館等が主催の「生活」の依頼で話し話を要約して、私自身の人生観なりとか、それはその台風が過ぎると、国民の頭にも生活態度にも何にも残らなかつたという結果が出るような気がしてならない。

整備について
小阿仁川流域の災害復旧
工事促進について

軍属にも適用

有資格者はすぐ手続を

民生課では、県世話課の指導によつて「引揚者給付金等支給法」による引揚者に対する給付金の支給手続を進めており、この事務開始以来すでに八六件の請求を受け、そのうち約七割の六〇件が認定となり、残りの分については十月中には認定の見込であるといふことが軍属も認められることとなつたので、次の各項に該当する方々は当時の参考となる書類と印鑑を持参の上役場までお出での上給付金の請求手続をされるよう望んでゐる。

① 朝鮮、台湾、樺太及び満州(関東州を含む)の地域に勤務していた軍属

② 昭和十六年十二月八日以前から南方諸島地域(旧南洋委任統治領を含む)に渡航勤務していた軍属(但し仏印進駐に伴つて渡航した者を除く)

③ 昭和十六年十二月八日以前から中国に渡航し勤務していた軍属

(註) 前記の三項とも軍属となつたとき住所が本邦にあつた有給軍属(軍属となつた後も引続き内地にある官庁職員等の身分を有していた者や徴用によつて外地に行つた者)は除かれる。詳細については民生課に問合せのこと。

両農協で 土壌調査

13日～18日

下大野、落合の両農協では水稲の安定増収を図ることを目的として来る十三日から十八日までの六日間にわたって土壌調査を実施することになった。

日程は下大野農協が十三日、十五日、落合農協が十六日、十八日の各三日間に分けて行なうもので、この調査には、両農協の役員をはじめ町経済課員、農農業試験場係員らも来町することになる。

交通安全運動の重点となつて交通環境の整理に關連して、十月一日から「道路交通取締法施行令」の一部が改正され施行になつております。

改正の要点は次のとおりであり、歩行者も交通法規をよく守り交通安全の起りぬよう気を付けましょう。

◎改正の要点

◇交通の円滑を図るため必要ある場合は車馬の通行区分帯を設ける。

◇騒音防止のため自動車の警笛は止むを得ない場合はのみか鳴らさないこと、とくに追越しの際には警笛の合図をしないこと。

◇泥土、汚水をはねるおそれのある場所では「泥除器」を備えることまたは除行すること。

◇学童の通行保護のため一時停止の除行すること。

◆稲刈りの最盛期、すばらしい黄金の波が次から次へと刈りとられハサへあがられていく。

◆「あ」とがき

◆「あ」とがき

◆「あ」とがき

◇必要な自覚

私は「現代」という巨大なものに左右されている。私たちがその救いのない生活の渦巻のなかに居ること気が付いてくる。

息子や娘の場合でさえも、この場合でさえも、うであるが、これが嫁や婿の場合だと一たん波が立つたらなかなか消すことが出づる。これが厄介である。

このように考えて来ると、私が町の仕事をしている場合でも同じような状態にあるわけだ。「空しさ」は一家の主や町主(あるじ)などには自覚をもつて諦めるわけにはいかない。何故ならば自分の息子も同じ苦勞を私の次の町の理事者も同じ苦勞をすることを思ふからである。

こうなると思ふ悪い思ひがかんが起き、農村こそはそこの当の場いゆる「台風の眼」であることがわかつてくる。ただそれは、われわれの肉眼には見えなく、日常生活の現象の外にある。

順序ではないのである。たいていの場合は逆に町から順次に「そういうこと」に話が進んでいく。そして是非の判断の立場に立脚したものにしたいがなければならない。

◇官尊民卑と家庭

私は、あまり学問が無いのでよくわからないが、外国では家庭から文化が生まれている。日本では東北地方へ来る「官」を畏敬する心が強いわれ「官」は絶対のものであるとされている。私には理屈を並べる気ではなかつた。むしろ「官」は憲法によつて行われる神聖な行政機関であるから絶対でなければならないわけであるが現実の現象面をみると極めて矛盾が多いことが行われているようである。しかし無条件信頼、あるいは無条件畏敬は「官」の腐敗を招く基である。その意味では「官」が誤りを犯すことがあつたらば「民」の批判が不足しているからである。この妙な説も成り立つわけである。

このような、東北地方民の批判力(批判力が適当でないといふ批判力)はまた家庭内における自治にも全然採用されておらず、自

(以下次号へ)
筆者＝町長・町新生活運動推進協議会長